# 協働ルール関連スケジュール（案）

平成１２年度 ４～１２月 / １ / ２ / ３ ｜ 平成１３年度 ４～６ / ７～９ / １０～１２ / １～３ ｜ 平成１４年度～

## 実態把握 ネットワーク 情報提供

**■市民活動団体実態調査**
- ｱﾝｹｰﾄ調査（8 月）：対象：1,124 団体
  有効回答：829 団体　回答率 74%
- ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査（10 月）：対象 10 団体
- NPO 法人「かながわ環境教育研究会」へ委託

◎2/26 ネットワークを利用した情報提供と意見交換
「どこでもコミュニティ」に「市民活動と行政の協働」コミュニティを開設
◎3/7　メーリングリストの運用開始

※市民活動支援センター等の拠点整備に向けての取組み推進

条例施行にあわせて支援センター設置

◎広報やまと　6/1：実態調査　6/15：NPO 法人 11/15：委員募集　◎ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ（850 団体）：11 月

◎広報やまと
- 2/1 NPO 特集
- 3/1 検討会議

◆NPO 法人情報交換会

★ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ

★広報やまと
★ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ

◆市民説明会
WS との関連で

◆ミニフォーラム

★広報やまと★
ﾀﾞｲﾚｸﾄﾒｰﾙ ★

- 定期的な WS 等の手法研修
- 市民運営による WS 推進⇒行政は側面支援へ（機会・場の提供や PR）
- 中間的 NPO（NPO を支援する NPO）の組織化支援

**■災害関係ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等交流会**
①10/20 ◎　②11/22 ◎　拡大交流会 2/3　DIG（災害図上訓練）◎　③2/15 ◎　④4/12 ◎　⑤5/28 ◆　⑥9 月 ◆　⑦11 月 ◆　⑧1 月 ◆

●災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾏﾆｭｱﾙ

## 協働ルール

**■協働ルールワークショップ（WS）**
- 目的：市民と行政職員が協働のまちづくりの手法を学ぶともに、協働のルールづくりに市民意見を反映
- 企画運営：専門性が高く実績のある NPO 法人「玉川まちづくりハウス」へ委託

①6/26 ◆　②7/15 ◆　③8/5 ◆　④9/15 ◆　⑤10/21 ◆　⑥11/8 ◆

WS①：職員研修
WS②：「新しい公共」のイメージ
WS③：市民活動の主体整理
WS④：協働プロジェクトをシミュレーション
WS⑤：検討会議から問題提起：条例化のポイント
WS⑥：検討会議たたき台を理解する

H14 年度前半
WS：3回
- 公募市民による運営サポート

◆H14.11 月
NPO ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ
条例の推進に向けて

**■協働ルール検討会議**
- 委員１４名：学経２名 団体代表６名 公募６名
- 12 年度：2 回　13 年度：6 回程度
- 1 回の検討会議につき 2 回の部会：部会①自由な意見交換 ⇒ 部会②意見集約 ⇒ 検討会議

①1/30 ◎　②3/2 ◎　③4/19 ◎　④5/24 ◆　⑤7/5 ◆　⑥8月下 ◆　⑦10 月中 ◆　⑧12 月上 ◆

部　会：①4/6,②4/16 ◎◎　③5/11,④5/17 ◎◎　⑤⑥6/28 ◆　◆理念に関する長時間の議論（夏頃）

●提　言（１２月）
- 協働の基本方針
- 推進方策
- 条例素案　等

**■（仮称）市民活動推進条例**
①目的：市民活動のより一層の推進を図るために、その理念と手続きを明示
②性格：福祉・環境・教育など多分野にわたる市民活動に関わる総合的な条例
- H14.６月議会へ上程（予定）
- H14.10 月施行（予定）

幅広い協働の推進

**■NPO 法人支援パイロット事業**
- NPO 法人の活動基盤強化
- 協働ルール構築のテスト事例

◎11/1 基本要綱施行
◎11/1 保健福祉部個別要綱施行
※12 月～
福祉機材等の保管場所提供

◆H13 年度　委託事業の実施（環境部）

◆4月～　パイロット事業補助金予算化
保健福祉部　市民経済部

- 事業期間：（仮称）市民活動推進条例施行年度末まで
- 1 年更新。情報の公開と内容の検証を行い、協働ルールの確立につなげる
- 既存の支援制度では対応できない場合を対象とする。

## 庁内検討体制

**◎市民活動支援に関する取り組み方針　H11.10 月**
※全庁的な連携体制

**◎政策会議** 10/16
条例制定にむけた基本方針の確認
**◎部長会議** 11/7　2/7（経過報告）

◆部長会議へ経過報告：年２回程度

市民活動支援に関する指針　1月●

◆政策会議（3月）
- 条例案の決定
- 体系的支援内容の確認

**■NPO 関係課長会議**
＜3～4ヶ月に1回のﾍﾟｰｽで開催＞
4回開催（4,6,9,4 月）

**■NPO ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ**
＜2ヶ月に1回のペースで開催＞
7回開催（5,6,7,8,11,2,4 月）

① 公募＋公開審査型の助成制度　② NPO への委託と協働契約の可能性
③ （仮称）市民活動推進条例　④ 協働を進めるための支援メニュー
※協働ルール検討会議、WS との連携

- H14 年度まで継続的に開催
- 条例制定後
  ＊条例に基づく推進・連携体制
  ＊体系的支援の実施

**関係課長会議：15 課**　秘書広報課長　財政課長　総務課長　行政改革推進課長　環境総務課長　福祉総務課長　都市総務課長　土木総務課長　整備事業課長　病院事務局総務課長　消防本部総務課長　議会事務局次長　教育総務部総務課長　社会教育課長　市民活動課長

**ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ：14 部かいの担当者 17 名**　秘書広報課　企画渉外部　総務部　市民経済部　環境部　保健福祉部　都市部　土木部　渋土地　病院事務局　消防本部　議会事務局　教育総務部　生涯学習部　市民活動課（事務局）

市民活動課　01.05.18 現在